

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第一給水加熱器(A~C)の給水入口弁(電動)において、駆動部にグリス漏れ(微量)が認められたため、当該弁の駆動部を点検補修。	G	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器(B)ドレン弁点検時、弁棒に曲がり(若干)が認められたため、当該弁の弁棒を交換。	G	
3	1号機	残留熱除去系テスト可能逆止弁点検時、同弁開閉表示(閉側)用リミットスイッチに不良(レバーのローラの固着)が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	G	
4	1号機	電解鉄イオン供給装置廃棄物処理補機冷却系熱交換器(A)入口流量計点検時、フランジ部のライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修。	G	
5	1号機	電解鉄イオン供給装置原子炉補機冷却系第2中間ループ(A~C)注入水流量計前弁点検時、弁棒に腐食による減肉(3台)が認められたため、当該弁を交換。	G	
6	1号機	換気空調系中央制御室冷凍機(B)において、電流調節計の動作不良(調節しない)が認められたため、当該電流調節計を修理。	G	
7	1号機	主蒸気ドレン弁(A)点検時、フレキシブル電線管にヒビ割れが認められたため、当該電線管を交換。	G	
8	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の定例試験において、同設備を冷却する海水ポンプ用海水配管のラプチャーディスク(過圧破裂板)動作が認められたため、当該ラプチャーディスクを交換。	G	
9	3.4号廃棄物処理設備	濃縮廃液供給タンク加熱蒸気圧力調節出口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	補助ボイラー	補助ボイラー(B)脱気器ベントラインの上流側弁において、固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	